

2019年8月14日

お客様各位

みんなのテニス  
ヘッドコーチ 吉井 直志

## 消費税率引き上げに関する対応のお知らせ

いつもご利用ありがとうございます。

2019年10月1日に予定されている消費税率引き上げに関する当スクールにおける消費税の取り扱いにつきまして、以下の通りご案内いたします。

### 記

#### ●月会費

2019年10月分月会費より消費税率10%を適用いたします。

2019年10月1日以降に2019年9月分以前の月会費をお支払いいただく場合は、消費税率8%を適用いたします。

#### ●月会費以外の全てのお支払い

2019年10月1日以降のお支払いは全て消費税率10%を適用いたします。

なお当スクールにおきましては軽減税率の適用は一切ございません。

以上ご不明な点がございましたら、スクールフロントまでお問い合わせください。

以上